

- (ウ)マスクを着用し、できるだけ髪を束ねること。
- (エ)出来る限りアクセサリー等の除去を行うこと。( ネックレス、イヤリング、指輪など)
- (オ)マニキュアはしない。
- (カ)体調の悪い時は必ず管理者に報告し、これにより勤務を考慮する。

③ 全職員

- (ア)動きやすい服装、清潔な服装、汚れたら着替えられるように準備しておくこと。
- (イ)出来る限りのアクセサリー等( ネックレス、イヤリングなど)の除去を行う。

3. 手指等の衛生管理

① 保育者

- (ア)爪は短く切る。勤務中はマニキュアをしない。
- (イ)手に傷があるときは食品に直接手を触れない。
- (ウ)液体石けんで手洗い後、流水で洗う。
- (エ)蛇口は洗ってから閉める。
- (オ)手ふきタオルは個人別を使用する。  
または、毎日必ず個人のハンカチを持参する。

② 調理担当者・お昼ご飯担当者・お菓子作り担当者

- (ア)水で手を濡らし、液体石鹼液をつける。
- (イ)指、腕を洗う。  
特に指の間、指先をよく洗う。30秒程度。
- (ウ)親指に汚れが残りやすいので、注意してよく洗石けんをよく洗い流す。(20秒程度)
- (エ)ペーパータオルでよく拭き、アルコールを適量手にとり、手全体を濡らし、乾燥させる。

③ 園児

- (ア)トイレ使用后、食事前、外遊び後、動物を触った後には、必ず液体石鹼で手洗い指導する。
- (イ)園児のタオルは個別とする。
- (ウ)年に1回手洗いの指導をする。